



旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて

小林 恭一

(前自治省消防庁予防課課長補佐)

はじめに

去る8月1日付けで、消防庁予防課長から「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」が通知された。このマニュアルは、昨年のホテル大東館及び菊水館における火災の教訓を生かすため、昨年6月25日付けで同課長から通知された「旅館・ホテル等における防火安全対策の推進について」中において、「おって指導マニュアルを作成し、通知する。」こととされていたものである。

本稿ではこの指導マニュアルの考え方等について解説することとしたい。

1 経緯

消防庁では、このマニュアルを作成するため、昨年中に予防救急課長（当時）を委員長とする委員会を発足させ、マニュアルの方向等について検討を開始するとともに、去る2月25日には、甲府市消防本部の協力を得て、甲府市内のホテルにおいて検証実験を行うなど、研究を進めてきたところであり、さらに、今年度になって、(財)日本消防設備安全センターに研究委託を行い、同センターに岸谷孝一日本大学教授を委員長とする「旅館・ホテル等の夜間の防火安全対策検討委員会（委員別紙）」を設け、旧委員会の陣容を強化してマニュアル作りに取り組んできたものである。

このマニュアルは、旅館・ホテル等において夜間に火災が発生した場合に、当直者が最低限なすべき対応行動を示すとともに、当該旅館・ホテル等の構造、内装、堅穴区画、スプリンクラ

の有無等の実態に応じて一定の限界時間を設定し、最低限必要な行動がすべてその限界時間内に行われなければならないこととしている。

このような考え方は、昭和58年にまとめられた消防庁の防火管理体制研究委員会の報告書において、旅館・ホテル等の火災時の当直者の対応をシミュレーション手法により分析したのが最初であるが、以後、昭和59年の(財)消防科学総合センターにおける委託研究（旅館・ホテル火災対応シミュレーションの研究）を経て、1つは昭和61年の「ホテル火災シミュレーションゲーム」として結実し、もう1つがこの指導マニュアルとなったものである。

2 構成

このマニュアルは、①限界時間の設定方法
②対応行動の決定方法
③検証（行動時間の測定）
方法

④改善指導の方法

の4つの内容からなっているが、実際には②と③はセットになって書かれているので、大きく分けると3つの部分から成り立っている。

消防機関は、管内の個々の旅館・ホテル等に対し、それぞれの実態に応じて、まず限界時間と対応行動を決定して旅館・ホテル等に示すとともに、消防機関の専門的知識と④（改善指導の方法）から、旅館・ホテル等の夜間の勤務体制に応じた対応システムについて若干のアドバイスをし、後日、再び当該旅館・ホテルを訪れて、対応行動に要する時間（行動時間）が限界時間の範囲内に収まっているかどうかを検証する。

首尾よく行動時間が対応時間内に収まっていれば、その時の対応システムをもとにして夜間の消防計画を作成させることとし、行動時間が対応時間内に収まっていない場合には、「改善指導の方法」をもとに、今度は本格的に当該旅館・ホテル等の対応システムその他について、改善指導を行うこととなる。

3 限界時間の設定

限界時間は、火災階の限界時間と非火災階の限界時間の2種類としている。

火災階の限界時間の基本は、

3分；内装制限がなされていない場合

6分；内装制限がなされている場合

9分；スプリンクラーが設置されている場合であり、この数値及び考え方は、建設省が昭和54年3月に通知した「建築物防災対策要綱」で用いられている数値及び考え方と同様である。

本マニュアルでは、この基本的な数値に加え、延焼時間を遅延させる要素として、防災寝具の使用（1分）又は初期消火の際の屋内消火栓の使用（1分）を評価し、それぞれ「延長時

間」として基準時間に加算することができることとしている。

なお、防災寝具の使用により延長時間を加算出来る場合を、旅館・ホテル等が内装制限されている場合に限っているが、これは、建材として可燃物が大量に使用されている場合に寝具のみを防災化しても、延焼時間を遅延させる要素として大きな評価は出来ないためである。

また、客室と廊下の上に欄間・ガラリ等があり、火災が発生した場合に、容易に煙の拡大が進むような構造の旅館・ホテル等の場合には、内装制限がなされていても、避難のための限界時間はかなり短くなる。この時間は、厳密には欄間・ガラリ等の面積、位置、高さ、排煙設備の状況等によって異なるが、簡単にするためにここでは「1分」としている。

非火災階の限界時間は、火災階の限界時間に、堅穴区画がなされている場合にのみ、3分の延長時間を加算することが出来ることとしている。

また、本マニュアルでは、これに加え、すべての客室に定員相当の避難用保護具（自給式の呼吸保護具又は簡易防煙マスク等）が備え付けられている場合には、上階での煙汚染にある程度の時間耐えることが出来ることを評価し、さらに1分延長時間を加算することが出来ることとしている。

4 対応行動の決定

火災が発生した場合の対応行動の基本は、建物が変わってもそう大きく変わるものではない。即ち、

①自火報の受信機により、発報箇所を確認する。

②現場確認を行う。

③119番通報を行う。

④初期消火を行う。

⑤宿泊客を起こし、火災であることを知らせ
て避難を開始させる。

⑥宿泊客を安全な地点まで誘導する。
等である。

このマニュアルでは、このような対応行動の
基本を押さえたうえで、以下のような原則によ
って、これらの行動を整理している。

(1) 最低限必要な対応行動に限る。

対応行動は、何重ものバックアップ体制をと
り、基本的な対応が確実になされるようなもの
にしておくことが望ましいことはいうまでもな
いが、旅館・ホテル等の夜間体制の実態を前提
として、本マニュアルでは、対応行動として、
最低限必要なものに限っている。

消防機関は、指導の対象とするすべての旅館
・ホテル等について、まずこの最低限必要なレ
ベルを満足させることを目標として欲しい。

(2) これら以外の行動は、これらの基本的な
対応行動を行うための手段として位置付け
る。

これらの対応行動以外にも、対応システムの
組み方によっては、他の従業員への連絡、社長
への連絡等、様々な行動を行わなければならない
場合が出て来るが、それらの行動は、あくま
でもこれらの基本的な対応行動を行うための手
段であると考え、消防機関の側では、必要な行
動としては位置付けないこととする。

(3) 必要な対応行動が行われるのであれば、
機械に代替させても差し支えない。

宿泊客を相当の確率で起こすことが出来るの
であれば、従業員が各客室毎にドアをたたいて
起こして歩くのでも、各客室毎に設置された一
斉電話のようなものによって起こすのでも、結
果は同じはずである。

同様のことは、避難階段の入り口付近で大声
で叫んで誘導することに替えて、誘導音装置付
誘導灯を設置する場合などについても言える。

機械は、臨機応変の対応が出来ず、信頼性
についても一抹の不安があるため、従来人間の対
応の補助具的に位置付けられて来たが、このマ
ニュアルでは、旅館・ホテル等の夜間体制の実
態を考慮し、機械の役割と能力を積極的に評価
することとする。

(4) 防火区画を積極的に評価する。

防火区画は、火災や煙を局限するのに極めて
効果があるが、いざという時に閉鎖しないこと
が往々にしてあるため、その重要性は認めつつ
も、今一つ信頼して来なかったが、防火戸の閉
鎖可能性についてその都度チェックすることを
前提に、避難誘導範囲の設定、避難誘導の際の
安全区域の設定等について、堅穴区画について
も、水平区画についても、積極的に評価するこ
ととする。

なお、本マニュアルでいう「堅穴区画」は、
「適マーク」の基準と整合させているので、結
果的に、現行の建築基準法令でいう堅穴区画だ
けでなく、昭和44年当時の建築基準法令に適合
する堅穴区画又は建築物防災対策要綱でいうA
種階段又はB種階段を形成する区画について
も、「堅穴区画」として扱うこととしているの
で留意して欲しい。

5 検証

検証は、自火報の発報から対応行動が終了す
るまでに要する時間を、消防機関の職員がスト
ップウォッチで測定することによって行う。検
証の際には、個々の対応行動が的確に行われて
いるか否かについてもチェックする必要がある
ため、複数の要員が必要となる。

検証は、旅館・ホテル等の夜間体制が2～3

人の場合には、当直者1人に測定者を1人配する、言わば「マンツーマンディフェンス方式」が効率的であると考えられるが、当直者が数人から10人を超えるような場合には、出火階を中心として、防災センターや出火直上階に測定者を配する、言わば「ゾーンディフェンス方式」の方が効率的であると考えられる。

なお、適マーク対象であるのに自火報が設置されていない施設の場合には、出火想定地点においてサイレンを鳴らす等の工夫が必要である。

6 改善指導

検証の結果、対応行動に要する時間が限界時間を超えた場合には、当該旅館・ホテル等に対して改善指導を行うことになる。

この改善指導についてのメニューはマニュアルの別添に示したとおりであるが、その考え方の基本は、「消防機関は改善の方法は問わない」ということである。消防機関は、あくまでも防災の専門家としての立場から、対応行動のどこに無駄があるかを指摘し、訓練の方法をアドバイスし、費用の割りに効果の高い対策を示す等、助言指導に徹するべきであり、改善の最終判断は旅館・ホテル等の側の主体性に任せた方が、良い結果が得られるものと思われる。

むしろ、このマニュアルについての理解が徹底し、「必要なことを一定の時間内に行わなければならないのに出来ない」ということが十分に理解されていれば、旅館・ホテル等の側から、改善についての積極的なアイデアが出て来る可能性も期待出来る。その場合、消防機関は、それらのアイデアを、「事実上対応行動を満足する」という観点から前向きに評価することが必要で

ある。

7 適マークとの連動

このマニュアルの実効性の担保は、適マークとの連動によって行うこととしている。ただし、このマニュアルを個々の旅館・ホテル等についてそれぞれ指導していくためには、消防機関の側でも相当の労力と時間を要するし、旅館・ホテル等の側でも大きな努力を要するものがあると思われるため、このマニュアルの指導期間を最大3年間、適マーク指導との調整を最大2年間見込んでおり、遅くとも5年以内に、全国的にこのマニュアルが適マーク交付の条件の1つとなるようにしている。

(別紙)

旅館・ホテル等の夜間の防火安全対策検討
委員会委員

氏名	所属
浅沼 和生	伊東市消防本部予防課長
安部 始	甲府地区広域行政事務組合消防本部予防課長
大沼 延之	東京消防庁指導課長
岡田 忠之	横浜市消防局予防課長
◎岸谷孝一	日本大学理工学部建築学科教授
木下 英敏	消防庁予防救急課長
小林 恭一	消防庁予防救急課課長補佐
関野銀寿郎	(社)国際観光旅館連盟事務局長
高野 公男	(株)マヌ都市建築研究所
中村 裕幸	清水建設(株)研究所
長岡 博	京都市消防局予防課長
平野 吉信	建設省住宅局建築物防災対策室
星谷 健寿	(特)全国旅館環境衛生同業組合連合会専務理事
山田 常圭	消防庁消防研究所避難安全研究室
室崎 益輝	神戸大学工学部助教授

◎は委員長